

新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 幼稚園等が行う一時預かり事業の安定的な実施を促進し、教育・保育環境を充実させるため、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）及び認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 一時預かり事業 幼稚園等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する事業として実施する教育・保育活動をいう。
- (3) 利用児童 主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、一時預かり事業を利用し、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者をいう。
- (4) 教育・保育従事者 一時預かり事業の担当者として、利用児童の処遇を行う者をいう。
- (5) 補助事業者 一時預かり事業を行う者をいう。

（事業の実施）

第3条 一時預かり事業の実施に当たっては、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 利用児童数等、日々の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- (2) 利用児童の健康状態の把握に努めること。
- (3) 規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて教育・保育従事者を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を2分の1以上とすること（ただし、当分の間の措置として3分の1以上とすることも可）。
- (5) 前号の規定にかかわらず、当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育

士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者 1 人とすることができる。

- (6) 保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とする。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24 年法律第147 号）第10 条第 1 項又は第11 条第 4 項の規定により免許状が失効した者を除く。）

- (7) (6)アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発第 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5(3)アに定める基本研修及び 5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日雇児第 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの間に修了した者とする。
なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(事業の実施時間)

第 4 条 一時預かり事業の実施日及び実施時間は、幼稚園等が定める。

(利用の手続き)

第 5 条 一時預かり事業の利用の申し込みは、事業を利用しようとする児童の保護者が幼稚園等に対して行うものとする。

- 2 幼稚園等は、前項の規定による申し込みを受けたときは、その可否を決定し、当該利用の申し込みを行った保護者に通知するものとする。

(利用料)

第 6 条 幼稚園等は、利用児童の保護者から、利用料のほか事業の実施に必要な費用（以下「利用料等」という。）を徴収することができる。

2 利用料等の額は、幼稚園等の設置者が定める。

(補助対象者)

第7条 補助対象者は、幼稚園等の設置者とする。

ただし、申請時点で市税を滞納している者は除く。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、一時預かり事業の実施に必要な人件費、管理経費及び設備費の合計額から、利用料等による収入の額を控除した額とする。

なお、人件費の内訳は、次のとおりとする。

(1) 一時預かり事業専任の教育・保育従事者である場合には、当該年度の本俸、諸手当及び所定福利費の合計額とする。

(2) 一時預かり事業専任以外の教育・保育従事者である場合には、当該年度の人件費（本俸、諸手当及び所定福利費の合計額）を年間総労働時間数で除し、一時預かり事業を担当した時間数を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象経費と別記利用児童1人当たり日額の補助単価から得られる補助限度額とを比較し、いずれか低い方の額とする。

(1) 当該補助金の額は年10,223,000円を上限とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 待機児童の受け入れ促進に資する措置（別記1(1)ア③、1(1)イ③、1(1)及び2(2)に係る基準額）を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、上限を適用しない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査して補助金の交付の適否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定をした後、一時預かり事業の遂行上必要があると認めた場合には、補助金の概算払いを行うことができるものとする。

(変更交付申請兼実績報告)

第13条 補助事業者は、一時預かり事業が完了したときは、市長が定める期日までに、変更交付申請兼実績報告書（別記様式第3号）を作成し、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により変更交付申請兼実績報告を受けたときは、報告書等を審査して交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金変更交付決定兼確定

通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行し、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。ただし、この要綱による第9条第1号及び第2号の改正規定は令和6年4月1日から、別記の改正規定は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

別記（第9条関係）

1 在籍園児分の補助限度額（利用児童1人当たり日額の補助単価）

(1) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

ア 年間延べ利用児童数 2,000人超の施設

- | | |
|---------------|------|
| ①平日 | 400円 |
| ②長期休業日（8時間未満） | 400円 |
| ③長期休業日（8時間以上） | 800円 |

イ 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設

- | | |
|---|------|
| ①平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－400円（10円未満切り捨て） | |
| ②長期休業日（8時間未満） | 400円 |
| ③長期休業日（8時間以上） | 800円 |

(2) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の祝日等の利用） 800円

(3) 長時間加算

I (1) ア①及びイ①については概ね4時間（又は教育時間との合計が8時間）、

(1) ア③、(1)イ③及び(2)については8時間を超えた利用

- | | |
|---------------------|------|
| ・超えた利用時間が2時間未満 | 150円 |
| ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 | 300円 |
| ・超えた利用時間が3時間以上 | 450円 |

II (1) ア②及びイ②については4時間を超えた利用

- | | |
|---------------------|------|
| ・超えた利用時間が2時間未満 | 100円 |
| ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 | 200円 |
| ・超えた利用時間が3時間以上 | 300円 |

2 在籍園児以外の児童分の補助限度額（利用児童1人当たり日額の補助単価）

(1) 8時間以下の利用 800円

(2) 長時間加算（1日当たり8時間を超えた利用）

- | | |
|---------------------|------|
| ・超えた利用時間が2時間未満 | 150円 |
| ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 | 300円 |
| ・超えた利用時間が3時間以上 | 450円 |

別記様式第 1 号（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
法人名
代表者
（園名 ）

年度新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付申請書

新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 補助事業の着手(予定)年月日
- 5 補助事業の完了(予定)年月日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙）
 - (2) 当該事業に使用する部屋の面積が分かるもの（建物の平面図等）

別記様式第2号（第11条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第11条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

年 月 日

所在地
法人名
代表者
(園名)

年 月 日付 第 号 で新潟市一時預かり事業（幼稚園型）
補助金の交付決定があった事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 実績報告額
- 3 交付済額
- 4 精算額
- 5 補助事業完了年月日
- 6 添付書類
 - (1) 事業実績内訳書（別紙）
 - (2) 個人別預かり日数報告書
 - (3) 経費内訳書
- 7 補助金を口座振替する金融機関名

金融機関名	銀行	支店											
	預金目録	普通・当座	口座番号										
口座名義	住所												
	力ナ												
	漢字												

別記様式第4号（第14条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年度新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金変更交付決定兼確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、下記のとおり
変更交付決定及び額の確定をしたので、新潟市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付
要綱第14条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額